

Title	東京地方における機械工業労働事情の研究(一)
Sub Title	A study of machinery industrial labour affairs in Tokyo area
Author	森, 五郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1951
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.44, No.3/4 (1951. 4) ,p.123(49)- 137(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19510401-0049
Abstract	
Notes	経営経済学特集 = Fundamental problems on the personal management 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19510401-0049">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19510401-0049</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

さらに以上の説明でもふれてきたように、公式を用いても、圖表と全く同一の數字ができる。この意味においては、『費用對收益の諸關係』の把握は、損益分岐圖表の獨占しうるものではないともいえよう。しかし公式法では、一目で諸關係を把握できない。この各關係を簡明に把握するものは、圖表をおいてはない。

第一次大戰後の經營管理の大きな傾向としては、なにより安定的經營ということ、できるだけ確實に間違ひのないように事業を經營してゆくことをあげねばならないが、損益分岐圖表法による經營管理などは、この安定的經營の一つの頂點を示すものといふこともできよう。

(昭和二十六年二月十四日)

## 東京地方機械工業労働事情の研究 (一)

森 五郎

- 一、まえがき
- 二、戦前における東京地方機械工業の労働事情とその諸特徴
- 三、戦前における東京地方機械工業労働の性格について(以上本號)
- 四、戦後における労働事情の變化
- 五、終戦後における東京地方機械工業労働の性格

### 一、まえがき

私はこの小稿で次の問題を明かにしたいと思う。すなわち、戦前の我國における工業労働はそれが諸々な産業部門で諸々な生産形態をとつているにも拘らず、本質的には半封建的な性質を帯びており、それにもとづいて諸々な非近代的な労働事情——例えば現物給與や強制積立金、著しい男女の差別待遇や中間搾取等々の形態をとつた低賃金制度、定期の休日、休憩さえ殆どない過長労働時間、技能の低位、非定着性、非專業性、高率な労働災害、疾病、等々——を示していたのであるが、このような我國の半封建的な性格を帯びた工業労働は戦後の民主的諸改革、とりわけ労働組合法、労働基準法などの制定によつて、果して舊來の性質を改變し、近代的なものに昇華することが出来たで

あるか。若しそうでないとするれば如何なる性質をもつたものが形成されたであろうか、という問題である。そしてこの問題の研究に當つて、一般に労働関係という一つの社會關係の性質は具象的には諸々の労働事情という現象形態をとつて表されるものであるから、私は戦前と戦後との主要な工業労働事情を實證的に追求することによつて、それを通じてこの問題解明への一つの考察をして見たいと思う。

ところで右の問題を明かにするために、工業労働事情の實態を明かにしなくてはならないが、第一に問題になることは、現實の労働事情の表われ方は、具體的には工業の各業種別品種別地方分布、及びこれらとからみ合つた生産形態の相異によつて著しく異つた様相をとるといふことである。従つて本來であればそれらの全ての場合について明かにすることが必要なのであるが、この小稿では到底困難であるから、ここでは民主的改革が最も強力に實施されていると思われる東京地方で、且つ一般に最も近代的な工業であると考えられている機械工業をその研究対象として選ぶことにした。第二に一般に「労働事情」という場合には、それは労働關係の具體的な現象形態として、労働力の構成(性別、年齢別、教育、技能、出身、社會意識等)賃金、労働時間、その他の就業條件、労働災害、罹病、移動、及び労働組合組織、労資關係機構等々の幾多の要因が分析されなくてはならないのであるが、この小稿では紙幅の制限上労働の性格を最も集約的に表わすものとして、主として労働力の性質及び賃金制度の分析に研究を限定した。なお本稿は紙幅の關係上、蒐集した多數の統計資料も殆ど掲載を割愛し、ただその結果を掲げるととどめ、また敘述もかなり要約的にしなくてはならなかつたことを諒承願いたす。

## 二、戦前における東京地方機械工業の労働事情とその諸特徴

### (一) 戦前における東京地方機械工業の概要

東京地方における機械工業の労働事情の分析に入るのに先立つて、豫め東京地方の工業特に機械工業の全国的な地位及び若干の特徴について一言觸れておくことが必要であるから、次にその要點について述べよう。

(1) 東京地方工業労働力の全国における量的な地位は、我國工業において資本主義が一般化した明治末葉以來、全國工業労働力(五人以上使用工場労働者)總數の約二〇—二二%に當り、大阪への集中が二二—二三%で第一位であるのに次いで全國第二位を占め、昭和六年に至るまでこの順位と比重とを保持したが、昭和六年の滿洲事變を契機とする我國工業構成の重化學工業化の發展に伴つて東京地方工業労働力は漸次その比重を高め、昭和十二年全國工場労働者數二九三萬人に對し四一・九萬人で一四・二%に達し、大阪の一三・八%を凌駕して第一位に上り、爾來我國工業構成の重化學工業優位の表象として我國全工場労働力の約一五—二〇%を占めて地方分布度の第一位に立つに至つた。

(2) 東京地方の工業は成立の當初から、東京の立地諸條件(政治的、文化的、交通的、經濟的)にもとずいて、我國工業構成の特徴とは稍々異なつた特徴ある構成をもつて形成されてきたこと。すなわち、大正十五年には早くも重化學工業優位への態勢を示しており、(機械、化學、金屬で労働力の四三・五%、紡織は二七・四%)昭和六年には機械工業のみで第一位を占め、同十三年には機械工業労働力は東京地方全工業労働力の四七・七%に達し、また全國の機械工業労働力の約二九%がここに集中していた。なお今一つ特徴を附記すれば、全國の約四〇%に及ぶ印刷製本業が文化都市東京に集中していることである。

(3) 東京地方工業は右のように當初から重化學工業優位の構成をとつてゐるが、しかしこれを經營規模別比率につて見れば、次のようであつて、(昭和六年)

全	工場數	五十二九人	三〇一九九人	(小計)	一〇〇一九九人	二〇〇人以上
	職工數	八五・九%	一〇・一%	(九六・〇%)	二一%	一・九%
東	工場數	二九・二	一九・六	(四八・八)	一一・〇	四〇・二
京	工場數	八八・二	九・一	(九七・三)	一・五	一・二
	職工數	四〇・〇	二二・一	(六二・一)	一〇・六	二七・三
東京機械	工場數	八七・八	九・〇	(九六・八)	一・七	一・五
	職工數	三六・一	二〇・六	(五六・七)	一一・三	三二・〇

東京は規模別工場數比率では全國平均とほぼ同率であるが、勞働力はむしろ百人以下の中小企業により高率に集中してあり、東京の機械工業經營について見てもこの傾向は同一である。したがつて當然のことながら、東京地方機械工業の生産形態も、問屋制家内工業から零細マニユファクチャ、個別的中小機械工場生産、組別或は稍々量産的な機械工場生産などに互る歴史的な多様な形態を含んだ複雑な構造をもつ工業である。

(4) 最後に東京地方の機械工業を構成する品種的特徴とその構成について見るに、それは東京の立地的諸條件(逓信官廳、陸軍工廠、大都市、大文化都市、大工場都市、都市熟練勞働者の集中、細民街の結集など)の特徵にもとずいて、第一に照明器具、時計、自轉車、ラジオ、化學工業用機器、印刷製本用機器、エレベーター、汎用モーター、配電器具等々の大都市を基礎とする民需的機械器具工業群、(江東、墨田區及び港、品川、大田區を二つの中心とする舊市内)、第二に逓信局への依存を基礎として創出された通信機大企業(日電、沖)とそれを繞る一連の下請機械工業群、(港區、品川區)

第三に戦時中育成された自動車、光學機械、無線通信機などを中心とする新興機械工業群(大田區、三多摩)が形成され、また港區、品川區、大田區の中小企業は川崎、鶴見地區の電氣機器、自動車、造船の大工場に下請的關係をもつて連つてゐる。なお東京地方の機械工業は、原則として大型電氣機器、鐵鋼造船の如き重量大型機械工業の立地條件(低地價、貨物船用港灣)を缺いており、このことが右の諸條件と相俟つて東京地方機械工業における品種的特徴を打ち出したのである。

(二) 戦前の東京地方機械工業における勞働事情

右のような東京地方における機械工業の諸特徴の下で、勞働事情はどのようであつたか。以下その主要なものとして機械工業の勞働力と賃金制度とについて、その特徴を要約しよう。

(a) 勞働力の諸事情における特徴 勞働力の性質の諸特徴は第一に、主として年令・教育・就業年數・出身地關係などに表われ、第二に勞働者の社會的意識(それは組織に具體化される)に具象化されるものと言つてよい。故にこれらの諸事情について、昭和五年―十年頃の諸資料(主として東京市役所「東京市勞働統計實地調査」、商工省「工場統計表」その他)にもとずいて検討しよう。

第一に年令構成について見るに、昭和八年における東京全工業の男女別平均年令は男子三〇年三月、女子二二年四月であり、十五才未満が男子一・八八%、女子一二・八四%、平均四・九五%、十五才―十九才が男子一四・八二%、女子四六・五三%、平均二三・六九%である。機械工業では男女別平均年令は男子二九年二月、女子二〇年七月で全工業平均と大體大差はない。従つてこの數字から年令構成について次の特徴を指摘することが出来る。(i) 十五才未満の兒童勞働が四・九五%(女子では一二・八四%)であることは、「資本前期的」な勞働關係が明かに利用されてゐ

るが、(大正十二年制定「工業労働者最低年齢法」は許可規定を設けて十二歳以上の児童労働—前期的労働關係—を合法化した)しかしその占める割合は最早東京では低率であること。(d)十五—十九才の少年少女労働が二三・六九% (女子は約半数の四六・五三%)を占めることは、労働構成が少年少女労働にかなりの程度依拠していることを示していること。しかしそれは男子については一四・八二%で大體において労働年齢構成の自然構成に近いが、女子は四六・五三%にも上り、明かにこの労働層(未婚の未獨立な家族構成員)が經營政策的に大幅に利用されているという特徴を示している。

第二に教育程度について見るに、昭和八年における東京全工業平均では不就學者及び小學校未了者六・五%、小學校、高小卒八一・一%、實業、中學中退及び卒一一・六%、専門以上〇・八%であり、機械工業では不就學者、小學校未了者三・一%、小學校、高小卒七六・五%、實業、中學一九・一%、専門以上一・三%である。すなわち特徴として言えることは、(i)機械工業は明かに教育程度において一般平均よりかなり高位であり、中等學校級以上を二〇%以上保有していること、(工業平均では二・四%) (ii)にも拘らず僅少ながら未就學者、小學校未了のもの、謂わば形式的にも近代社會以前の知育者が編入されていること、(iii)としてその主力は小學校、高小卒にあることなどである。

第三に就業年數について見るに、これは労働力の專業化の程度を示す近代化の指標であるが、東京全工業の労働者について、就業年數五年未満の比率は大正十三年五八・二%、昭和二年五二・三%、同八年四三・八%で明かに大幅の減少を示している。しかも四三・八%を男女別に分ければ、男子は三三・五%、女子は七〇・四%である。一般に自然退職率は年五%とされているから、若しこれを新規雇用で補充するとすれば五年未満者の比率は正常に見ても二五%は已むを得ないことになり、男子三三・五%は若干高率ではあるが、しかし必ずしも著しい高率とは言えない。また就業年數十年以上の男子が四二・六%に達していることは既に東京の男子工場労働者の半數は專業化していることを意味するものと言えよう。しかし女子の場合十年以上のものは僅かに八%に過ぎず、大多數は家計補助的な一時的非專業労働力であると見て差支えあるまい。

第四にその出生地について見るに、同じく昭和八年の東京全工業労働者における出身地は、東京市及び近縣市部出身のもの三一・五%でその他は殆ど農村出身であり、これを機械工業について見れば東京市及び近縣市部が三八・二%で若干上廻っている。しかし何れにせよ大都市東京においてさえ労働者の六〇—七〇%が未だ半封建的な農村にその供源を置いており、失業に當つては歸農するものが昭和五年社會局調査「工場労働者解雇者歸趨調」によれば四五・七%に及んでいることは、工業労働力の非近代性の指標として認められる。しかしそれにも拘らず退職者中同種工業に転職したもの二〇・八%を算していることは、專業的都市プロレタリアの定立として注意しなくてはならない。

第五に工業労働力の社會意識の近代化—社會的階級的意識の形成の指標として、労働組合の組織状況を見るに、最高の組織状態を示した昭和十一年において全國的には組織工業労働者數十萬四千人で組織率五・七%に過ぎぬが、機械工業では九萬五千九百餘人で組織率一四% (第一位)を示しており、また東京は昭和十一年組合數二二一、組合員數八一、四七二人で東京全労働者の約八%に過ぎぬが、機械工業ではおそらく十五%以上に及んだものと推定出来る。

(大原社會問題研究所「日本労働年鑑」)これを要するに東京地方における機械工業労働力は戦前の我國工業労働力のうちでは最も高い社會的意識を保有したものであるが、それにも拘らずその組織率は必しも高率のものではなかつたし、その組合數はおそらく百臺程度のものであると思われる。

(b)賃金の諸事情における特徴 労働關係の性質を象的に表わす労働条件のうちで、最も代表的なものは賃金である。故に賃金の主な諸事情である賃金水準、賃金形態 (或は賃金制度) 及び賃金決定制度の特徴について要約的に述べよ

第一に賃金水準の特徴について。昭和八年における東京地方工業賃金水準を見るに、男子總平均日額二、二九圓(平均年令三〇年三月)であるのに對し、機械工業男子は二、五九圓(平均年令二九年七月)であつて、平均以上(十五業種中四位)にあり、女子も總平均日額〇、八三圓(平均年令二二歳)であるのに對し〇、九二圓(二十歳)であつて平均以上(五位)にある。しかし問題は東京市労働者平均生計費との關係である。當時生計費は獨身者月約三〇圓、平均世帯(四・三人)約一〇〇圓であるが、いま全工業及び機械工業男子賃金の年令別平均を見るに

(男子) 總平均	15歳未満	15—19歳	20—24歳	25—29歳	30—34歳	35—39歳	40—44歳	45—49歳	50—54歳	55—59歳	60歳以上
全工業	2.29	0.58	1.08	1.83	2.38	2.74	2.91	3.10	5.10	2.96	2.17
機械工業	2.55	0.55	1.07	2.03	2.81	3.30	3.63	3.87	3.88	3.81	3.27

右表の通りであるから、これを賃金水準と労働者の一生の生活構造との關連において考察すると、(1)全工業でも機械工業でも、十八・九才までは月收三〇圓以下で獨身者としての獨立生計を營み得ない。(2)二十才以後獨身生計は營めるが、妻帯(月六〇圓)は全工業平均では二十六・七才、機械工業では二十四・五才になつて始めて可能になる。(3)しかし平均世帯生計費(月一〇〇圓)は全工業では四十才代のみ稍々これに近いが、それでもなお世帯主勤勞收入のみでは生計を維持し難く、何らかの家計補充を必要とする。しかし機械工業では三十三・四才以後五十五才頃までは平均世帯生計費以上の賃金が得られる。(4)全工業では五十才以後、機械工業では五十五才以後は賃金が平均生計費以下に低下するから、この時期までに少くとも子供の養育を完了しておかねば家計はなり立たなくなる。(5)五十五才或は六十才での退職後は、多くの場合退職金が不十分であるから、息子の生活に依據しなくてはならないということが

明かに窺われる。すなわちこのような「非近代的な」生活構造がかかる賃金水準からは必然的に軌道づけられざるを得ないのであつて、それは「前期的な」家族制度を都市においてさえ分解させ得ない程の低賃金である。

次に賃金水準における今一つの特徴として指摘されねばならぬことは、未成年男女労働力の賃金が特に低いという事實である。これは明かに分解過程におかれた半封建的農村の潜在的過剩労働力を基礎とする壓迫の結果である。男子では十五才未満〇、五五圓、十五・十九才一、〇七圓、二十・二十四才二、〇三圓、二五・二十九才二、八一圓で十九才までは獨身者獨立生計も困難である計りでなく、年令層別賃金格差も十五・十九才から二十一・二十四才へ上つた時が最も大であることは、能力差の發展もさることながら、未成年労働力への特別の「しわよせ」を示すものと言つてよからう。

第二に賃金制度(形態)について。一般に賃金制度における「非近代性」の指標としては、男女賃金の差別、現物給與制度、時間外労働に對する無支拂又は支拂不十分、出來高拂制における無保證、強制積立金制、中間搾取制、基本給の年功給的身分給的性質などが指摘されるが、ここでは右の諸指標のうち代表的なもののみについて見る。

(1)男女賃金の差別 これが實際に存するかどうかは、實際問題として男女の能力差に伴う仕事差があるため、同一條件で比較できる資料は仲々に見出し難いが、各業種別の二十才以下の男女は比較的未だ能力差が少いと考えられるから、今その各平均賃金を比較すると(昭和八年「東京市労働統計實地調査」による)東京全工業平均では十五才未満一日平均賃金は男子五八錢、女子五〇錢で一六%の開きがあり、十五・十九才では男子二、〇八圓、女子〇、七一圓で五二%強の開きが見られ、若干の能力差は考慮に入れるとしても一應男女差別賃金であると認められる。しかし機械工業では、十五才未満男子五五錢、女子五二錢でその格差は六%弱であり、十五・十九才でも男子二、〇七圓、

女子〇、八一圓で三二%の開きであつて、何れも全工業の場合よりは格差が少いがやはり能力差、仕事差以上の男女差別が多少は存在するものと認められる。

(四)現物給與制 本來この制度は周知のように、二重搾取と勞働力拘置とのための制度として「資本前期的」賃金形態の一特徴を形成したものであるが、我國ではこの制度は大正十五年の「工場法施行令」によつて一應、原則的に禁止されているにも拘らず、同令はその適用に許可規定を設けこの制度の適宜な利用の道を残した。(同令二十二條、二十四條)かくてそれは、戦前においても鑛山、日雇勞働、山林勞働その他僻地勞働で、かなり利用されたことは周知のところである。しかしここでの問題はかかる制度が「大都市」東京における「近代工業」たる機械工業で果して認められるかどうかにある。「東京市勞働統計實地調査」によれば、實物給與を行つてゐる工場數比率(約一千工場のうち)大正十三年四七・九%、昭和五年三八・五%、同八年三四・八%で、漸減傾向にはあるが、かなりの率を示している。またこれを勞働者數比率で見ると五八・六%、二八・四%、一三・一%であつて、工場數比率に比べれば低率であるが、しかし例外的な程の低率ではない。機械工業では昭和八年工場數一九五工場中五三・二%、勞働者數では二一、一九〇人中九四八人で四・四七%に過ぎない。しかも實物給與は貨幣賃金を補うものとして男子では二、五九圓の貨幣賃金の上に二十一錢の實物給與、女子では九十一錢の上に十一錢の現物が支給されているに過ぎない。これを要するにこの制度は一般的には既に解體の過程にあり、ただ紡織工業を中心として現物給與制(主として助、寄宿舎、住宅、被服であるが米、味噌類を支給するものも若干ある)は概ね寄宿舎制度或は住込み制度と結合して低賃金制度を支えるものとして「資本前期的」なこの形態が利用されていたものと言えよう。

(イ)無保證出來高拂制度

本來單純出來高給は「資本主義的賃金制度の最も露骨な形態」として、嚴密な意味の「マニ

ュファクチャ」時代から採用され、機械的工場制初期(十九世紀中期)の支配的な賃金形態であつたが、この單純出來高拂制に日給保證が一般に行われたのは一八七〇—一八〇年代以後勞働關係の近代化の一環としてであつた。我國の賃金形態に關する昭和十五年厚生省の調査によれば、出來高拂制は四二・四%を占め、日給を保證せざるものが右のうちの約三五%である。これを機械工業について見れば、出來高拂制が全體の三四・八九%で、その内約三五%が日給を保證しないものである。しかし今、「日給保證」の實情を追求するに、賃金總額のうち保證日給部分が占める割合が、三分の二以上のものは七・二%、三分の二—二分の一のもの四一・五%、二分の一—三分の一のもの三三・三%、三分の一以下のもの一八%である。これを要するに、機械工業における賃金支拂形態の性質は一應形式的には近代的な「安定賃金」の形態が支配的であると言えるが、しかし實質的には出來高拂制の七〇%以上は非近代的な「不安定賃金」であると言えよう。

第三に賃金決定の經營社會制度について。賃金制度の性質を規定する第三の、しかも重要な要因は賃金決定の經營社會制度である。すなわち、資本主義的賃金は勞働力の價格であり、したがつて勞働力の賣手と買手との間に比較的自由的な對等的取引者としての關係が成立することによつて「近代的な」賃金決定の制度が成立するものと言える。かくてその制度の具體的な形態は、十分に組織された勞働組合と雇主との間に成立した制度としての團體交渉制であり、それに準ずるものとして初期工場委員會制度も一應「前期的なもの」から區別される形態である。(この兩制度の意義は嚴密には本質的な相違をもつてゐるが、ここでは説明を省く。)

さてこれを戦前の我國殊に東京の機械工業について見るに、團體交渉制度による勞働協約の締結數は全國としては昭和十一年三月末において百二十二、協約被適用勞働者數約十三萬六千人で我國組織勞働者の約三分の一に過ぎず、

工業では業種別に機械工業が最高であるに拘らず僅かに三十一件に過ぎない。従つて東京地方機械工業では僅々十數件を出ないものと推定される。また、工場委員會數については同年七月末現在で總數二七四件、關係労働者三十一萬五千餘人、地方別では東京が最高で四十一件、業種別ではやはり機械工業が最高であるが、それにも拘らず東京地方の機械工業における同制度は僅々二十件に達しないものと推定される(社會局調査による)。かくて賃金決定の經營社會制度は、必竟資本の一方的恣意的性質のもの、すなわち「前期的な」關係が殆ど全く支配的であつたと言わざるを得ない。ただそれにも拘らず「前期」そのものでないことは、右述のような段階的に進んだ労働協約形態が、僅かにせよ制度として成立しており、また労働組合の組織力によつて、賃金決定に影響を與えることが出来たからである。

### 三、戦前における東京地方機械工業労働の性格について

我々は以上で戦前における東京地方機械工業の代表的な労働事情として、その労働力の諸性質と主要な労働条件である賃金制度とについて分析した結果、幾多の諸特徴を見出すことが出来た。そこでこれらの諸特徴にもとずいて戦前における東京機械工業労働の性質を次のように要約し、性格づけることが出来よう。

(a)労働力の性格について (i)十五才未満の都市貧民層とつながる兒童労働、小學教育さえ未修の低知育者、都市貧民化した流動的な無技能労働力などに具象化された「非近代的な」労働力が、今なお大都市東京における「最も近代的な工業」である機械工業の労働力として、僅少(約五%)ながら編入されていること、(第一労働力群)、しかしそれは最早質量的に補助的な性質しかもつていない。(ii)第二の労働力群として、十六才―二十四才の女子労働力があるが、これは全機械工業労働力の約十五%に當り、概ね結婚までの一時的非專業的單純労働力であつて、單なる補助労働力に編入

せられるものと、主要工程の一つではあるが單純作業(主として手労働による部品組立加工作業)の労働力として編入されるものとに分かれる。(iii)第三の労働力群として、主として十六才―二十五、六才、就業年數十年以内の男子労働力が全機械工業労働力の約四〇%餘に互つており、その大多數は農村出身ではあるが、しかし今後都市定着の專業的労働力となることを目指して編入されている。そしてこの労働力群は更らに二つに分かれ、二十才未満(就業五年以内)労働力は概ね見習工的補助労働力として、二十才以上は準基幹労働力として編成される。(iv)第四の労働力群は成壯年であり、就業十年以上の既に都市定着專業化した熟練基幹労働力として、全機械工業労働力の約四〇%を占め、そのうちの一部は指導工に分化して、第二、第三の労働力群を統率する。そして第三、第四労働力群のうち約二〇%は各種中等學校程度の教育をうけ、十分社會的判斷力をもつ労働力である。(右のような機械工業労働力編制は、機械工業の各經營における労働力編制に平均的に表われているのではなく、その品種、生産形態によつて自らその編制の重點が異なることは申すまでもない。例えば大經營ではその品種の如何を問はず、この四労働力群編成が原則として貫かれており、通信機、照明器具では第二労働力群に、強電機、産業機器の中經營では第三労働力群に、零細小工場では第一労働力群に夫々重點が見出される)。

このようにして、東京地方の機械工業労働力は「前期的な」第一労働力群を含んではいるがそれは既に僅少な補助的地位でしかなく、都市「出稼型」労働力である第二労働力群は、重要ではあるがここでは質量的に主導性はなく、結局第三、第四労働力群を質量的に基幹として、とくに第四労働力群に主導せられた労働力であると言ふことが出来る。したがつてその基幹部分は、既に十分社會意識において近代化し、労働者の組織を結成するに足りる客觀的能力が形成されており、實際においてさきに指摘したように、戦前における我國労働組合、工場委員會組織上に最も高い組織率を示したのである。それにも拘らず東京地方機械工業の労働者組織率が十數%を出られなかつたことは、戦

前における絶対專制的國家權力による抑壓の制約と、我國機械工業における夥しい數の零細、中小工場(一〇〇人未満規模の工場數比率九六・八%、その労働者數比率五六・七%)では夫々の労働力員數も少く、第四労働力群も低率であることの結果、組織も困難であつたものと思われる。(このことは戦後政治的抑壓の撤廢に伴い労働組合組織が急發展したと、それにも拘らず、その組織率が東京においても約三〇%で停滞し、中小企業労働者の組織率が著しい低位にとどまつている事實を思い合すと明白である)。

(b)賃金の性格について 賃金水準の特徴はさきに指摘したように、第一に「非近代的な」生活構造を必至化し、都市においても前期的な家族制度の分解を許さない程の低賃金であり、第二にこのような低賃金は、先ず半封建的農村の潜在的過剰人口を基礎として壓迫された未成年労働力(第三労働力群下層)の低賃金が第三労働力群上層、第四労働力群の賃金を壓迫した結果である。そして、このような低賃金がとる賃金形態は、多少ながら「前期的」特徴である男女の差別制をとつており、また殆ど殘存形態化してはいるが現物給與制も必要に應じて僅かながら利用されており、「前期的」な無保證出來高拂制は形式的には一應解消の過程にありながら、その止めをさす法令的な規定もなく、實質的には依然低率な保證で「保證」を戲畫化している。かくてさきに指摘した東京機械工業労働力の主力の「近代化」にも拘らず決定的な近代化の契機である労働者組織の確立が政治的抑壓のために困難であつた事情は、賃金の決定機構をも殆ど全く資本の專制に委せなくてはならなかつた。このようにして、資本は必要に應じて「前期的な」賃金諸形態を利用しつゝあつたのであるから、これらの諸條件を総合すると、前述の低賃金は「近代的な」賃金法則のみの結果形成された量的な低賃金ではなくて、やはり「前期的な」性格で制度化された低賃金であると言えよう。

(c)労働の性格について かくて東京における機械工業労働力は、若干の「前期的な」労働力群をそのうちに含みながらも、その基幹部分は既に「近代化」の客觀的能力をもつていたのであるが、それにも拘らず組織化と組織力の發揮とが權力的に阻まれることによつてその客觀的能力の發展は抑止され、「前期的な」特徴をもつた労働條件がおしつけられた。かくてその結果はその下で行われる労働も、技術的側面では既に近代的性質を取得していたにも拘らず、その社會的側面である労働關係としては「前期的」な性格を帯び、そのことは技術的側面にはね返つて合理主義の十分な發展を阻んだのであつて、それは技術的と社會的との二つの契機の著しい拮抗關係を含みながら戦前には遂に十全な近代的なものになり切ることが出来なつたのである。(未完)

(本稿は二十四年度慶應義塾學事振興資金による藤林、伊東、森、黒川の共同研究「東京地方における工業労働事情の實證的研究」の第一回報告論文である。)